CAL. STATE LIBRARY,
SACRAMENTO, CAL.

DECEMBER 1, 1919. NO. 7202

The Japanese American News

大正八年十二月一日（月）第七千二百二號

日米

THE JAPANESE AMERICAN
PUBLISHED DAILY AT
650 ELLIS STREET,
SAN FRANCISCO, CALIFORNIA.
PHONE PROSPECT 226
ENTERED AT S. F. POST OFFICE
AS SECOND CLASS MATTER.
K. ABIKO, EDITOR & PROP.

SUBSCRIPTION RATES
DAILY.....ONE YEAR $9.00
DAILY.....SIX MONTHS.....4.50
DAILY.....ONE MONTH 85
SINGLE COPIES .....5 CENTS

BRANCHES
DENVER. SACRAMENTO.
FRESNO. STOCKTON.
LOS ANGELES. SAN JOSE.
NEW YORK. SALT LAKE.
OAKLAND. SEATTLE.
OGDEN. VACAVILLE.
PORTLAND. WATSONVILLE.

日米

寫婚と外交
理由とならず

日米兩國政府間に、寫眞結婚禁止問題に就き交渉ある旨、太田總領事は公開の臨時代表者會議に於て言明したり。然れども吾人の得たる情報は之と異り、兩國政府間には何等此種の交渉無しとあれば、暫らく之を疑問として保留し置くべし。唯現在米國の對外關係より見れば、何れの國に對しても新らしき外交問題は出来ざるべし。

●足尾に六千名罷業
警察の警戒極めて嚴重

足尾銅山坑夫六千名同盟罷業を起し警察は萬一を慮り警戒極めて嚴重なり

▲煽動者六名捕縛されたり

足尾銅山坑夫同盟罷業は其後愈々火の手を揚げ來り煽動者其間に出没して罷業者を煽り爲めに六名の煽動者捕縛されたり

●朝鮮獨立黨の大統領運動

朝鮮人李鴻庸は上海なる朝鮮獨立運動議會議員に三萬圓の賄賂をなし大統領たらんと畫策し事安東縣に發覺され李鴻庸は外國船にて逃亡し十二名の同黨は引退す可し

●留守第十三師團に動員令

留守第十三師團（高田）に動員令下り既に動員準備整ひたるも出征西比利軍增兵は延期されたり

●期米又五十二圓となれり

期米は五十二圓に上る

勞働關係電報（十一月廿九日聯合通信）

●南亞勞働代表人選ゝ抗議

勞働會議最終の議場に於て南亞勞働代表ギンメル氏は同會最高統治機關たる理事會員の任命は歐洲諸國代表者其大部分を占め現に理事長及び議長は佛國の占むる所となり廿八名の理事中廿四名は歐洲諸國代表たるに對し公平を失せるものなれば抗議の動議を提出すと述べ四十四對卅九の差にて多數を得しも結局不成立に了りたり

●第一回理事會は倫敦開催

一部代表者は次期勞働會議に於て討議す可き問題を明かにし當かんと努力せしも失敗に了はり勞働會議理事會は明年一月廿六日第一回會合を催す事となり場所は倫敦なる可し

●會議々決は理事長ゝ回送

勞働會議通過の議決及び推薦等は一先づ同會議理事長トーモー氏の手許に送らるゝ事となりたり

●産婦保護法議案通過せり

最終の本會議は婦人勞働者の姙娠後期及び產後に亘り十二週間休業せしめ其期間各國家は何等かの形式にて賃金を賦與する事とその決議を通過したり

歐洲新情勢電報（十一月廿九日聯合通信）

●小邦を聯合せしめよ
△歐洲小邦續出は將來の禍

英國知名の政論家ハッドルストン氏は大戰終了後歐洲政界に小邦續出の現象起り此れ決して有望なるものにあらず歐洲又は世界の禍亂は爲めに起る事明白なりと論じ

▲巴爾幹諸國の紛爭の如し

今次世界大戰は全然人の注目を惹かざりし巴爾幹半島諸國の紛爭より起り來れるものにして平和條約成立の結果各國に小邦分立せしめしは巴爾幹半嶋を諸國に作るものにして戰亂の種也

▲小邦間には帝國主義起る

小邦分立せば各小邦間に夫れ〴〵國勢發展國境擴張等の帝國主義的欲望起り來る事明白にして此れ戰爭の原因にして小邦間の戰爭は大戰を强國間に起すに至るは今次戰爭に徵して明かなり

▲小邦聯合が最大急務なり

然れど事實問題として小邦は既に分立せる今日如何ともなし難く唯一の救濟策は小邦の同盟又は聯立にして然らざるに於ては國際聯盟成立するも將來に關し何等の平和を保證し得るものにあらずと論じて米大統領說に反對意見を發表したり（倫敦發）

本社華府特電（十一月三十日伊藤特派員發）

●國際勞働會議終了
産業後進國保留條件通過

第一回國際勞働會議は土曜午後支那、印度、暹羅及び波斯諸國に關する特別保留條件決議を決定し且ゝ婦人勞働者問題及び少年勞働に關する決議案を確定して閉會せり

●幣原大使日本代表を招待

幣原大使は土曜の晩日本代表者全部を大使官邸に招待したり

●鎌田岡正副兩使の招待會

鎌田、岡正副使は日本代表者及び新聞記者團を日曜の晩大統領官邸白亞館前のラウシエル旅館に招待し慰勞留別の宴を開く

◇論理を回避せる獨斷的應答
═石井君の質問は論理一貫═

一昨日の臨時代表者會席上にて石井代表者の質問に對する在日本國通信員石井君の答辯は思ひ切って亂暴なものであった石井君の質問の要點は之を要するに總領事、在日會長及び書記長が異口同音に今回の問題は單に一少部分在留邦人の利害に關するのみ米國在留全邦人の休戚に關する大問題なるが故に諸君の愼重なる討議を希望すと述べられたが御說の通り在日會管轄區域に留まらず全米國在留民の重且大なる問題なるが故に諸君の愼重なる討議を希望すと述べられたが御說の通り在日會管轄區域に留まらず全米國在留民の重且大なる問題なるが故に諸君の愼重なる討議つて良くない行動であると應答し明瞭天日の如くである然るに在日會の行動は善なり、在日會の代表機關の連絡行動又は協同一致の態度に出づるが論理の當然であり政治の要訣である在日會は反對者の不明不識のみならず全局面を惡化するものなりと斷じ

●日本代表者一行月曜出發

日本代表者一行は月曜又は火曜紐育及びボストン方面に向つて華盛頓を出發すべし

●岡副使數日滯在殘務所理

岡副使は數名と共に華盛頓に留まり數日間滯在して殘務を所理し而して後歸朝の途に就く可し

●日本代表者數日桑港滯在

鎌田、岡正副兩使武藤、樹本兩氏田中孝子及び其他十名は西比利丸出帆數日前相前後して桑港に到着すべし

●歐洲南米諸國代表紐育行

歐洲及び南米諸國代表者は大急ぎ紐育に出發せるも一部は華盛頓に留まり來議會を傍聽せん

●自滅するも不屈

平和會議埃及全權は同國內反英運動を語り同國民は悉く英國の暴政を惡み獨立を希望し運動を繼續すべく勿論無武器なるが故に平穩理に最後まで反對し自滅するも尙英國に屈せずと語りたり（巴里發）

●埃及人百名殺害

十月廿五日以來英軍は埃及諸市に於て百名以上の人民を殺し五百餘名を毆打し目下六千の警備兵あるも近々十萬の增員を見るべし（巴里發）

●英帝波斯王歡迎

英國皇帝皇后は波斯王の倫敦訪問をバッキングハム宮殿に招き盛大なる歡迎宴會を開く（倫敦發）

●英社會道德問題

英國內活動寫眞芝居等社會道德上如何はしきものを興行し且つ一般社會道德標準低下の虞れあり問題起れり（倫敦發）

●日本代表者數日滯在殘務所理

日本代表者一行は月曜又は火曜紐育及びボストン方面に向つて華盛頓を出發すべし

●岡副使數日滯在殘務所理

岡副使は數名と共に華盛頓に留まり數日間滯在して殘務を所理し而して後歸朝の途に就く可し

●日本代表者數日桑港滯在

鎌田、岡正副兩使武藤、樹本兩氏田中孝子及び其他十名は西比利丸出帆數日前相前後して桑港に到着すべし

●歐洲南米諸國代表紐育行

歐洲及び南米諸國代表者は大急ぎ紐育に出發せるも一部は華盛頓に留まり來議會を傍聽せん

●自滅するも不屈

平和會議埃及全權は同國內反英運動を語り同國民は悉く英國の暴政を惡み獨立を希望し運動を繼續すべく勿論無武器なるが故に平穩理に最後まで反對し自滅するも尙英國に屈せずと語りたり（巴里發）

●埃及人百名殺害

十月廿五日以來英軍は埃及諸市に於て百名以上の人民を殺し五百餘名を毆打し目下六千の警備兵あるも近々十萬の增員を見るべし（巴里發）

●英帝波斯王歡迎

英國皇帝皇后は波斯王の倫敦訪問をバッキングハム宮殿に招き盛大なる歡迎宴會を開く（倫敦發）

●英社會道德問題

英國內活動寫眞芝居等社會道德上如何はしきものを興行し且つ一般社會道德標準低下の虞れあり問題起れり（倫敦發）

●日本代表者數日滯在殘務所理

日本代表者一行は月曜又は火曜紐育及びボストン方面に向つて華盛頓を出發すべし

●岡副使數日滯在殘務所理

岡副使は數名と共に華盛頓に留まり數日間滯在して殘務を所理し而して後歸朝の途に就く可し

●日本代表者數日桑港滯在

鎌田、岡正副兩使武藤、樹本兩氏田中孝子及び其他十名は西比利丸出帆數日前相前後して桑港に到着すべし

●歐洲南米諸國代表紐育行

歐洲及び南米諸國代表者は大急ぎ紐育に出發せるも一部は華盛頓に留まり來議會を傍聽せん

●自滅するも不屈

平和會議埃及全權は同國內反英運動を語り同國民は悉く英國の暴政を惡み獨立を希望し運動を繼續すべく勿論無武器なるが故に平穩理に最後まで反對し自滅するも尙英國に屈せずと語りたり（巴里發）

●埃及人百名殺害

十月廿五日以來英軍は埃及諸市に於て百名以上の人民を殺し五百餘名を毆打し目下六千の警備兵あるも近々十萬の增員を見るべし（巴里發）

●英帝波斯王歡迎

英國皇帝皇后は波斯王の倫敦訪問をバッキングハム宮殿に招き盛大なる歡迎宴會を開く（倫敦發）

●英社會道德問題

英國內活動寫眞芝居等社會道德上如何はしきものを興行し且つ一般社會道德標準低下の虞れあり問題起れり（倫敦發）

●英鐵道運賃値上

英國鐵道は近々荷物運賃を五割値上げす可し（倫敦發）

●サクソニ王重病

獨逸聯邦中サクソニー前王オーガスはシルシヤの客舍にて重病に罹れり（伯林發）

●瑞西政府未承認

瑞西政府はゼネヴを國際聯盟本部たらしめんとの聯合國提案を未だ承認せず（ゼネヴ發）

●警官組合は不忠

丁抹政府は警官の組合を組織し勞働會加入は不忠の行動なりとして此れを禁止す（クリスチアニア發）

●條約批准は近々

民主黨上院首領ヒッチコック氏は本議會勿々大統領條約批准を議會に要請し新て兩黨の妥協となり一二週中に批准す可しとの意見を發表せり（華府發）

●送還命令を受く

墨西コ政府は墨國內に在る支那人に送還命令を受け驚國に送還する可し（華府發）

●英鐵道運賃値上

英國鐵道は近々荷物運賃を五割値上げす可し（倫敦發）

●サクソニ王重病

獨逸聯邦中サクソニー前王オーガスはシルシヤの客舍にて重病に罹れり（伯林發）

●瑞西政府未承認

瑞西政府はゼネヴを國際聯盟本部たらしめんとの聯合國提案を未だ承認せず（ゼネヴ發）

●警官組合は不忠

丁抹政府は警官の組合を組織し勞働會加入は不忠の行動なりとして此れを禁止す（クリスチアニア發）

●條約批准は近々

民主黨上院首領ヒッチコック氏は本議會勿々大統領條約批准を議會に要請し新て兩黨の妥協となり一二週中に批准す可しとの意見を發表せり（華府發）

●送還命令を受く

墨西コ政府は墨國內に在る支那人に送還命令を受け驚國に送還する可し（華府發）

◇講和條約は何うなる
政府黨及び上院多數黨の妥協說
或は次期大統領選擧の政戰に用ゐん
═本日よりの通常議會が見物═

後五ケ月に亘つてウィルソン大統領が列强の智慧と共に苦心拂ふて居るが最近報せられた消息に依ると之れに就いて二樣の說がある。一は兩黨妥協說で政府側も反對側も到底條約を此儘に打捨てゝ置く譯に行かぬから双方から折合を付けて何とか妥協して今十二月一日から開かるべき新議會に改めて大統領より凡て米國の利權を承認し米國の憲法を尊奉し其國會の權威を認めさせやうと云ふのである。去る廿五日、而して批准を濟ませた上で此妥協案を提出し、而して批准を濟ませやうと云ふのである。

アンダーウード等の面々が頑張り込み、一方既に英佛の兩國へ手は滿足するかもいふ處まで切り込み、一方既に英佛の兩國へ傍ら各方面へ探りを入れて當方よりどれだけの讓歩をすれば相手に運動して一面に敵黨を賺めるに運動して一面に敵黨を賺めること公言し、且つこれを米國民の輿論に訴へ其一般投票に依て決せんと云つてゐる。政府黨は共和黨は上院の保守黨にして聯合列强は上院の保守黨にして聯合列强は上院の保守黨にして聯合列强

今は新時代の黎明

大戰の暗黒より光明の世界へ

◆悲哀に呻く歐洲國民の惨狀

▼園侯の豫言—海老名彈正師講演

私は桑港を訪れる度に在留同胞の進歩發展の長足なのに驚き且つ喜ぶものである、併し乍ら今日の如く排日の感情の高調された時に於ける諸君の心中の苦しさは眞に察するに餘りある、然れ共翻つて考へれば

▲在米同胞諸君は此排斥の爲めに▲

却つて己れを益し改善向上の道を辿りつゝあると見られる、士氣悪しきは外來の排斥に會して驕り込みる輩なるなるであるが其本質に於て善良優秀なる我同胞は排斥に過つて益々進歩向上するのである、古人も『雪中の松柏愈々生々』と詠じた、困難人を玉にすと云ふではないか、諸君五箇年に亘る大戰亂は如何に大なる『苦』を歐洲民衆に齎したか、其深刻なる悲哀の情は實に諸君の想像以上である、倫敦市中を彷徨してゐる隻脚の壯丁の多き事よ、在加州同胞の十倍二十倍の同胞を喪つた歐洲人の感情は一時

▲沸騰せる敵愾心が冷めゆく毎に▲

大いなる悲哀の淵に陥りつゝある事である、倫敦ハイド公園の戰死者記念碑には悲しみの言葉を記した花輪の數々が、愛子を失へる母、夫を奪はれた若き妻、亡き父を慕ふる子供達の

▲大的ちがひ

來人の新聞には一々刺戟的の記事を載せ、誇りとさせやうとする、寄眞結婚の材料を寄せるとそれ見たことか、と云ふ風に注目しとるとそれ見たことか、と云ふ風に注目しとるとそれ見たことか、と云ふ風に注目し紙は自暴になつてゐ

◆「秘密の玉手箱」實檢延期で昨日の臨時代表者會は休會

◆傍聽席六百餘の大聽衆總立ちとなつて在留民大會を提唱し大混亂狀態を惹起◆

◆會議一時成立せるも直ちに休會す◆

在日參事員會の專斷橫暴を糾彈すべき臨時代表者會第二日は昨日午後一時より桑港佛教會ホールに於て開催されたるが臨時代表者會が如何に在留十万同胞にとり重大なる意義を有するかは定刻前より無々と押し寄せたる滿堂六百有餘の熱心昂奮せる大聽衆に依つて察知せらるべく代表者諸氏の眉宇にも極めて緊張せる氣勢の漂ひ居れるを見受けたり左に當日の諸光景を一括して報道する事とすべし

▼開會前の『休會』騒ぎ

▲昨日午後一時朝來降り續き居たりし雨も小歇みたる午後一時頃代表者會場なる桑港佛教會ホールには前日に増して多數の傍聽者犇々と押し詰め流石に廣き會場も滿場立錐の餘地無き迄の喧々囂々忽ち傍聽席は忽ち大澤氏よりの釋明として休會の旨傳はるや處ありしに傍聽席は忽ち一同着席せり

▼出席者多數で會議成立す

▲委員の會見延期休會問題の理由に關し大澤議長より厳場に報告する處に依れば一昨夜十一時厳決せる太田總領事の所謂外交秘密實見の爲め議長の指名に依り昨朝十時館に太田總領事を訪ふ事となり居たる石井、寺澤、佐藤、神川、福本、澤澤、翁、山内、内田、井村の十委員より太田總領事と會見に徹底せざる處あり昨日午後四時より再會見を申出でたる結果寫眞問題が所謂國交問題に原因を發するとの太田總領事並びに在日會當局が頑強に主張する以上先づ第一に其を闡明に爲し嚴く必要あり從つて休會を爲すの事なる旨を太田總領事に申出でたるが多數代表者諸氏は委員を呼び午前中會見の模様に就き說明を求むと力說途ひに瀧本書記の指名點呼を終り

▼出席者　三十六名を以つて會成立大澤議長より正式に開會を宣しより

▼結局休會と決定す

▲今朝十時開會

二時四十五分　瀧本書記氏名點に引續き總領事會見委員より會見の顚末の報告を爲す

▲内田　昨日の議決の結果に依り午前十時中繼領事會見したり然るに委員は可成當事者に會見し本日午後四時に會見可成當事者に會見し本日午後四時に會見可成當事者に會見し本日午後四時に會見

◇在日參事員會の權能

―並に領事の責任を論ず―

王府 鈴木畵一郎

▲問題の主體は領事である

私は愛に此寫眞結婚禁止問題に關し一言領事の責任に就き云はんとする。されど私の此處に領事といふは神經質で、貴樣的で官僚的で、所謂桑港總領事太田雄吉君の個人に就てなく一般的に領事の官職を指すのである。夫れ故假令筆禍を受くるとも個人的の怒りを買て

△官權濫用どころで旅券を提示せ▽

よと威嚇する理由はない、但し某新聞記者の創例より御馳走は敢て辭する處でないこれ丈け

は明言して置く太田總領事が反復、我れ

が貴族的な官僚式とは何慶風のものかは私共は一向知らないが世に尊大にして虛勢を張る者ほど、卑むべき性格にして人に惡感を與ふる者はない。此種の人間に限つて思慮に乏しく自己に對する責任觀念が薄いのである。若し太田總領事が個人として此忌むべき性格の所有者であるとすれば、今回の如き大問題を惹き起し、平地に波瀾を卷き上げるに至らしめたは、決して偶然でない。

△總領事は今回の問題に關し日米▽

新聞記者の訪問に答へて曰く、何に！、乃公の指金だ？、馬鹿なことを云へ、乃公が何を知つた事か……云々と白ちを切つた上在日參事員會の決議を裏書する權を言を吐かれたとの事である若しも之れが事實であるとすれば太田總領事は公人として自己の責任を解し得ぬ人と云はねばならぬ。何となれば

△此寫眞結婚禁止決議の問題は法▽

埋的觀念を以てすれば、畢竟するに領事の證明權に關する問題である。即ち領事の權能は絶對に無いから夫れで問題は外國に在る婚姻當事者の一方なる夫が內國に居る婚姻者の一方なる婦、所謂花嫁さんを呼寄せに就き、渡船に關する證明上の事柄に歸着する事になる。而して私の前に云へる如く

△在留民の證明權に就ては全然領▽

事の職權に屬するもので、日會は只だ便宜上領事の委囑に依り下受けをするに止るのである。然るに在日參事會が領事の職權に屬する事項に涉り、決議をなし之れを天下に發表するに當り

▲公人の責任觀

太田總領事が、在日會の決議を知ると知らざると拘はらず之れ其責めに任ずべきである。憲政治下に於ける公人の責任觀に就き、極く近い實例を擧げんに夫の米騷動に際し、騷擾を極めたる諸縣の知事は、孰れも自己の責任を感じ、其の鐵腕を俟つて進退伺ひをなし、或者は潔よく辭職するに至つたのである。而して遂に之れが寺內々閣の瓦解の因をなしたではないか。然るに十萬の在留民の間に未曾有の大事件――

△國辱をも稱すべき大問題を惹き▽

起し、而も恬として自己の責任を顧みないならば、太田總領事は多數國民の保護の任にある公人として甚だ責任觀に乏しい人といはねばならぬ。正直にして誠意ある公人としては偶然に突然せる事件に對しても尙ほ且つ責任を辭するを潔よしとしないのである。無るに彼れが日參の黑幕に居て隱然權威を示さんとし天上に出雲の神を倒し、無謀の企てを立て、此大問題を惹き起せしは當然彼れの責任である十萬同胞は鼓を鳴らして攻めきである。

▲在日參事會と、領事の關係

名譽ある在日參事員は、何れも多智多能尊敬に値すべき紳士であらうから參事會なる者の性質は、就ては能く了解のことと察するが參事會と領事の關係につき其の責任を明かにせんには之れが說明を爲すべき必要があらうと思ふ。

▽元來米國に於ける在米日本人會▽

なる者は屬國又は治外法權國に於ける居留民會とは法理上其性質を異にするを以て一概に論じ難い點もあるけれど假りに之れを法政上の自治體として法政的に行動する者とすれば、參事會の組織に就ては、明治三十二年制定の府縣會事會、又は郡參事會の規定を準用するが最も合法的の措置であらうと思ふ。而して府縣參事會の組織に就ては同法第六十五條の規定により

△府縣知事府縣高等官二名及び名▽

參職參事會員を以てするのである。而して同法第六十七條は議長に關する規定を設け、府縣參事會は府縣知事を以て議長とす府縣知事故障あるときは、高等官參事會員議長の職務を代理する事ある。之れから押せば在日參事會の組織は顧事及び顧事館員選出したる產業委員なるものを以て知事に右の決議案を提示して參事會員の若干名によりて、組織し議長には顧事自らが任ず組織し議長には顧事自らが任ずべきであらう。而し府縣參事會の例を以つて直ちに之れを

△私的團體たる在日參事員會に應▽

用するとは出來ないとするも、在日參事會が重大なる事件を決議する場合には顧事なり、又は副顧事なりが臨場して直接又は間接に干與するが當然の事であらう。殊に今回の問題の如き顧事の職權に屬する事項を決議するに於ては尙ほ更らの事である名譽ある顧事會員が其決議に干與せざるのみならず

△少しも之れを關知せずと云ふに▽

至つては、在日參事員會の組織並に其決議に關し大なる不備のあるを認むると共に、又太田顧事は此重大事件に關し、自己の職責を沒却せる者といふも敢て不可なきことと思ふのである。若し在日參事會が、斯る重大事件を議決するに際し、獨斷的に顧事の職務に關する事項を議了せしなれば顧事は大なる權威を以て

△在日參事員會の專斷を詰責し其▽

不當を改め直ちに其決議の撤回を命ぜざるべきであらう。然るに事茲に出でずして、却つて其決議の正當にして時宜に適せるものなりと知らなすは抑々何事ぞ。十萬の在留民は飽までも彼れの責任を問ふべきである（終）。

●西部市民會の排日

臨時集會を一月に

西部市民會と稱する團體は過般來盛んに排日の聲明を爲し左の如き決議案を通過し同團體より選出したる產業委員なるものを以て知事に右の決議案を提示して、選ぐも來る一月五日迄に是非排日法案を制定せんための臨時州會を開催せんことを請願したる由なり

（一）米國道德のスタンダードを侮辱する寓言結婚法を撤廢すること

（二）千九百十三年に制定の土地案の欠陥を補塡し日本人をして州土地の所有を絕對に禁止せしめ且の亞細亞人帰化權を與へること

（三）州憲第廿條第九の項の「外國人」を「日本人」と改正し州土地法に適當なる補償を與へること

（四）州憲第廿條第九の項の「外國人」を「日本人」と改正し州土地の所有を絕對に禁止せしめ且の亞細亞人帰化權を與へること

（五）州憲第廿條第九の項の「外國人」を「日本人」と改正し州土地の所有を絕對に禁止せしめ且の亞細亞人帰化權を與へること

（六）州憲第廿條第九の項の「外國人」を「日本人」と改正し州土地の所有を絕對に禁止せしめ且の亞細亞人帰化權を與へること

（七）州憲第廿條第九の項の「外國人」を「日本人」と改正し州土地の所有を絕對に禁止せしめ且の亞細亞人帰化權を與へること

（八）州憲第廿條第九の項の「外國人」を「日本人」と改正し州土地の所有を絕對に禁止せしめ且の亞細亞人帰化權を與へること

（九）州憲第廿條第九の項の「外國人」を「日本人」と改正し州土地の所有を絕對に禁止せしめ且の亞細亞人帰化權を與へること

（十）州憲第廿條第九の項の「外國人」を「日本人」と改正し州土地の所有を絕對に禁止せしめ且の亞細亞人帰化權を與へること

（十一）州憲第廿條第九の項の「外國人」を「日本人」と改正し州土地の所有を絕對に禁止せしめ且の亞細亞人帰化權を與へること

（十二）州憲第廿條第九の項の「外國人」を「日本人」と改正し州土地の所有を絕對に禁止せしめ且の亞細亞人帰化權を與へること

（十三）州憲第廿條第九の項の「外國人」を「日本人」と改正し州土地の所有を絕對に禁止せしめ且の亞細亞人帰化權を與へること

（十四）州憲第廿條第九の項の「外國人」を「日本人」と改正し州土地の所有を絕對に禁止せしめ且の亞細亞人帰化權を與へること

（十五）州憲第廿條第九の項の「外國人」を「日本人」と改正し州土地の所有を絕對に禁止せしめ且の亞細亞人帰化權を與へること

（十六）州憲第廿條第九の項の「外國人」を「日本人」と改正し州土地の所有を絕對に禁止せしめ且の亞細亞人帰化權を與へること

（十七）州憲第廿條第九の項の「外國人」を「日本人」と改正し州土地の所有を絕對に禁止せしめ且の亞細亞人帰化權を與へること

（十八）州憲第廿條第九の項の「外國人」を「日本人」と改正し州土地の所有を絕對に禁止せしめ且の亞細亞人帰化權を與へること

（十九）州憲第廿條第九の項の「外國人」を「日本人」と改正し州土地の所有を絕對に禁止せしめ且の亞細亞人帰化權を與へること

（二十）州憲第廿條第九の項の「外國人」を「日本人」と改正し州土地の所有を絕對に禁止せしめ且の亞細亞人帰化權を與へること

（二十一）州憲第廿條第九の項の「外國人」を「日本人」と改正し州土地の所有を絕對に禁止せしめ且の亞細亞人帰化權を與へること

（二十二）州憲第廿條第九の項の「外國人」を「日本人」と改正し州土地の所有を絕對に禁止せしめ且の亞細亞人帰化權を與へること

（二十三）州憲第廿條第九の項の「外國人」を「日本人」と改正し州土地の所有を絕對に禁止せしめ且の亞細亞人帰化權を與へること

（二十四）州憲第廿條第九の項の「外國人」を「日本人」と改正し州土地の所有を絕對に禁止せしめ且の亞細亞人帰化權を與へること

（二十五）州憲第廿條第九の項の「外國人」を「日本人」と改正し州土地の所有を絕對に禁止せしめ且の亞細亞人帰化權を與へること

（二十六）州憲第廿條第九の項の「外國人」を「日本人」と改正し州土地の所有を絕對に禁止せしめ且の亞細亞人帰化權を與へること

（二十七）州憲第廿條第九の項の「外國人」を「日本人」と改正し州土地の所有を絕對に禁止せしめ且の亞細亞人帰化權を與へること

（二十八）州憲第廿條第九の項の「外國人」を「日本人」と改正し州土地の所有を絕對に禁止せしめ且の亞細亞人帰化權を與へること

（二十九）州憲第廿條第九の項の「外國人」を「日本人」と改正し州土地の所有を絕對に禁止せしめ且の亞細亞人帰化權を與へること

（三十）州憲第廿條第九の項の「外國人」を「日本人」と改正し州土地の所有を絕對に禁止せしめ且の亞細亞人帰化權を與へること

（三十一）州憲第廿條第九の項の「外國人」を「日本人」と改正し州土地の所有を絕對に禁止せしめ且の亞細亞人帰化權を與へること

（三十二）州憲第廿條第九の項の「外國人」を「日本人」と改正し州土地の所有を絕對に禁止せしめ且の亞細亞人帰化權を與へること

（三十三）州憲第廿條第九の項の「外國人」を「日本人」と改正し州土地の所有を絕對に禁止せしめ且の亞細亞人帰化權を與へること

（三十四）州憲第廿條第九の項の「外國人」を「日本人」と改正し州土地の所有を絕對に禁止せしめ且の亞細亞人帰化權を與へること

（三十五）州憲第廿條第九の項の「外國人」を「日本人」と改正し州土地の所有を絕對に禁止せしめ且の亞細亞人帰化權を與へること

（三十六）州憲第廿條第九の項の「外國人」を「日本人」と改正し州土地の所有を絕對に禁止せしめ且の亞細亞人帰化權を與へること

（三十七）州憲第廿條第九の項の「外國人」を「日本人」と改正し州土地の所有を絕對に禁止せしめ且の亞細亞人帰化權を與へること

（三十八）州憲第廿條第九の項の「外國人」を「日本人」と改正し州土地の所有を絕對に禁止せしめ且の亞細亞人帰化權を與へること

（三十九）州憲第廿條第九の項の「外國人」を「日本人」と改正し州土地の所有を絕對に禁止せしめ且の亞細亞人帰化權を與へること

（四十）州憲第廿條第九の項の「外國人」を「日本人」と改正し州土地の所有を絕對に禁止せしめ且の亞細亞人帰化權を與へること

（四十一）州憲第廿條第九の項の「外國人」を「日本人」と改正し州土地の所有を絕對に禁止せしめ且の亞細亞人帰化權を與へること

（四十二）州憲第廿條第九の項の「外國人」を「日本人」と改正し州土地の所有を絕對に禁止せしめ且の亞細亞人帰化權を與へること

（四十三）州憲第廿條第九の項の「外國人」を「日本人」と改正し州土地の所有を絕對に禁止せしめ且の亞細亞人帰化權を與へること

（四十四）州憲第廿條第九の項の「外國人」を「日本人」と改正し州土地の所有を絕對に禁止せしめ且の亞細亞人帰化權を與へること

（四十五）州憲第廿條第九の項の「外國人」を「日本人」と改正し州土地の所有を絕對に禁止せしめ且の亞細亞人帰化權を與へること

（四十六）州憲第廿條第九の項の「外國人」を「日本人」と改正し州土地の所有を絕對に禁止せしめ且の亞細亞人帰化權を與へること

（四十七）州憲第廿條第九の項の「外國人」を「日本人」と改正し州土地の所有を絕對に禁止せしめ且の亞細亞人帰化權を與へること

（四十八）州憲第廿條第九の項の「外國人」を「日本人」と改正し州土地の所有を絕對に禁止せしめ且の亞細亞人帰化權を與へること

（四十九）州憲第廿條第九の項の「外國人」を「日本人」と改正し州土地の所有を絕對に禁止せしめ且の亞細亞人帰化權を與へること

（五十）州憲第廿條第九の項の「外國人」を「日本人」と改正し州土地の所有を絕對に禁止せしめ且の亞細亞人帰化權を與へること

（五十一）州憲第廿條第九の項の「外國人」を「日本人」と改正し州土地の所有を絕對に禁止せしめ且の亞細亞人帰化權を與へること

（五十二）州憲第廿條第九の項の「外國人」を「日本人」と改正し州土地の所有を絕對に禁止せしめ且の亞細亞人帰化權を與へること

（五十三）州憲第廿條第九の項の「外國人」を「日本人」と改正し州土地の所有を絕對に禁止せしめ且の亞細亞人帰化權を與へること

（五十四）州憲第廿條第九の項の「外國人」を「日本人」と改正し州土地の所有を絕對に禁止せしめ且の亞細亞人帰化權を與へること

（五十五）州憲第廿條第九の項の「外國人」を「日本人」と改正し州土地の所有を絕對に禁止せしめ且の亞細亞人帰化權を與へること

（五十六）州憲第廿條第九の項の「外國人」を「日本人」と改正し州土地の所有を絕對に禁止せしめ且の亞細亞人帰化權を與へること

（五十七）州憲第廿條第九の項の「外國人」を「日本人」と改正し州土地の所有を絕對に禁止せしめ且の亞細亞人帰化權を與へること

（五十八）州憲第廿條第九の項の「外國人」を「日本人」と改正し州土地の所有を絕對に禁止せしめ且の亞細亞人帰化權を與へること

（五十九）州憲第廿條第九の項の「外國人」を「日本人」と改正し州土地の所有を絕對に禁止せしめ且の亞細亞人帰化權を與へること

（六十）州憲第廿條第九の項の「外國人」を「日本人」と改正し州土地の所有を絕對に禁止せしめ且の亞細亞人帰化權を與へること

（六十一）州憲第廿條第九の項の「外國人」を「日本人」と改正し州土地の所有を絕對に禁止せしめ且の亞細亞人帰化權を與へること

（六十二）州憲第廿條第九の項の「外國人」を「日本人」と改正し州土地の所有を絕對に禁止せしめ且の亞細亞人帰化權を與へること

（六十三）州憲第廿條第九の項の「外國人」を「日本人」と改正し州土地の所有を絕對に禁止せしめ且の亞細亞人帰化權を與へること

（六十四）州憲第廿條第九の項の「外國人」を「日本人」と改正し州土地の所有を絕對に禁止せしめ且の亞細亞人帰化權を與へること

（六十五）州憲第廿條第九の項の「外國人」を「日本人」と改正し州土地の所有を絕對に禁止せしめ且の亞細亞人帰化權を與へること

（六十六）州憲第廿條第九の項の「外國人」を「日本人」と改正し州土地の所有を絕對に禁止せしめ且の亞細亞人帰化權を與へること

（六十七）州憲第廿條第九の項の「外國人」を「日本人」と改正し州土地の所有を絕對に禁止せしめ且の亞細亞人帰化權を與へること

（六十八）州憲第廿條第九の項の「外國人」を「日本人」と改正し州土地の所有を絕對に禁止せしめ且の亞細亞人帰化權を與へること

（六十九）州憲第廿條第九の項の「外國人」を「日本人」と改正し州土地の所有を絕對に禁止せしめ且の亞細亞人帰化權を與へること

（七十）州憲第廿條第九の項の「外國人」を「日本人」と改正し州土地の所有を絕對に禁止せしめ且の亞細亞人帰化權を與へること

（七十一）州憲第廿條第九の項の「外國人」を「日本人」と改正し州土地の所有を絕對に禁止せしめ且の亞細亞人帰化權を與へること

（七十二）州憲第廿條第九の項の「外國人」を「日本人」と改正し州土地の所有を絕對に禁止せしめ且の亞細亞人帰化權を與へること

（七十三）州憲第廿條第九の項の「外國人」を「日本人」と改正し州土地の所有を絕對に禁止せしめ且の亞細亞人帰化權を與へること

（七十四）州憲第廿條第九の項の「外國人」を「日本人」と改正し州土地の所有を絕對に禁止せしめ且の亞細亞人帰化權を與へること

（七十五）州憲第廿條第九の項の「外國人」を「日本人」と改正し州土地の所有を絕對に禁止せしめ且の亞細亞人帰化權を與へること

（七十六）州憲第廿條第九の項の「外國人」を「日本人」と改正し州土地の所有を絕對に禁止せしめ且の亞細亞人帰化權を與へること

（七十七）州憲第廿條第九の項の「外國人」を「日本人」と改正し州土地の所有を絕對に禁止せしめ且の亞細亞人帰化權を與へること

（七十八）州憲第廿條第九の項の「外國人」を「日本人」と改正し州土地の所有を絕對に禁止せしめ且の亞細亞人帰化權を與へること

（七十九）州憲第廿條第九の項の「外國人」を「日本人」と改正し州土地の所有を絕對に禁止せしめ且の亞細亞人帰化權を與へること

（八十）州憲第廿條第九の項の「外國人」を「日本人」と改正し州土地の所有を絕對に禁止せしめ且の亞細亞人帰化權を與へること

（八十一）州憲第廿條第九の項の「外國人」を「日本人」と改正し州土地の所有を絕對に禁止せしめ且の亞細亞人帰化權を與へること

（八十二）州憲第廿條第九の項の「外國人」を「日本人」と改正し州土地の所有を絕對に禁止せしめ且の亞細亞人帰化權を與へること

（八十三）州憲第廿條第九の項の「外國人」を「日本人」と改正し州土地の所有を絕對に禁止せしめ且の亞細亞人帰化權を與へること

（八十四）州憲第廿條第九の項の「外國人」を「日本人」と改正し州土地の所有を絕對に禁止せしめ且の亞細亞人帰化權を與へること

（八十五）州憲第廿條第九の項の「外國人」を「日本人」と改正し州土地の所有を絕對に禁止せしめ且の亞細亞人帰化權を與へること

（八十六）州憲第廿條第九の項の「外國人」を「日本人」と改正し州土地の所有を絕對に禁止せしめ且の亞細亞人帰化權を與へること

（八十七）州憲第廿條第九の項の「外國人」を「日本人」と改正し州土地の所有を絕對に禁止せしめ且の亞細亞人帰化權を與へること

（八十八）州憲第廿條第九の項の「外國人」を「日本人」と改正し州土地の所有を絕對に禁止せしめ且の亞細亞人帰化權を與へること

（八十九）州憲第廿條第九の項の「外國人」を「日本人」と改正し州土地の所有を絕對に禁止せしめ且の亞細亞人帰化權を與へること

（九十）州憲第廿條第九の項の「外國人」を「日本人」と改正し州土地の所有を絕對に禁止せしめ且の亞細亞人帰化權を與へること

（九十一）州憲第廿條第九の項の「外國人」を「日本人」と改正し州土地の所有を絕對に禁止せしめ且の亞細亞人帰化權を與へること

（九十二）州憲第廿條第九の項の「外國人」を「日本人」と改正し州土地の所有を絕對に禁止せしめ且の亞細亞人帰化權を與へること

（九十三）州憲第廿條第九の項の「外國人」を「日本人」と改正し州土地の所有を絕對に禁止せしめ且の亞細亞人帰化權を與へること

（九十四）州憲第廿條第九の項の「外國人」を「日本人」と改正し州土地の所有を絕對に禁止せしめ且の亞細亞人帰化權を與へること

（九十五）州憲第廿條第九の項の「外國人」を「日本人」と改正し州土地の所有を絕對に禁止せしめ且の亞細亞人帰化權を與へること

（九十六）州憲第廿條第九の項の「外國人」を「日本人」と改正し州土地の所有を絕對に禁止せしめ且の亞細亞人帰化權を與へること

（九十七）州憲第廿條第九の項の「外國人」を「日本人」と改正し州土地の所有を絕對に禁止せしめ且の亞細亞人帰化權を與へること

（九十八）州憲第廿條第九の項の「外國人」を「日本人」と改正し州土地の所有を絕對に禁止せしめ且の亞細亞人帰化權を與へること

（九十九）州憲第廿條第九の項の「外國人」を「日本人」と改正し州土地の所有を絕對に禁止せしめ且の亞細亞人帰化權を與へること

（百）州憲第廿條第九の項の「外國人」を「日本人」と改正し州土地の所有を絕對に禁止せしめ且の亞細亞人帰化權を與へること

（百一）州憲第廿條第九の項の「外國人」を「日本人」と改正し州土地の所有を絕對に禁止せしめ且の亞細亞人帰化權を與へること

（百二）州憲第廿條第九の項の「外國人」を「日本人」と改正し州土地の所有を絕對に禁止せしめ且の亞細亞人帰化權を與へること

（百三）州憲第廿條第九の項の「外國人」を「日本人」と改正し州土地の所有を絕對に禁止せしめ且の亞細亞人帰化權を與へること

（百四）州憲第廿條第九の項の「外國人」を「日本人」と改正し州土地の所有を絕對に禁止せしめ且の亞細亞人帰化權を與へること

（百五）州憲第廿條第九の項の「外國人」を「日本人」と改正し州土地の所有を絕對に禁止せしめ且の亞細亞人帰化權を與へること

（百六）州憲第廿條第九の項の「外國人」を「日本人」と改正し州土地の所有を絕對に禁止せしめ且の亞細亞人帰化權を與へること

（百七）州憲第廿條第九の項の「外國人」を「日本人」と改正し州土地の所有を絕對に禁止せしめ且の亞細亞人帰化權を與へること

（百八）州憲第廿條第九の項の「外國人」を「日本人」と改正し州土地の所有を絕對に禁止せしめ且の亞細亞人帰化權を與へること

（百九）州憲第廿條第九の項の「外國人」を「日本人」と改正し州土地の所有を絕對に禁止せしめ且の亞細亞人帰化權を與へること

（百十）州憲第廿條第九の項の「外國人」を「日本人」と改正し州土地の所有を絕對に禁止せしめ且の亞細亞人帰化權を與へること

（百十一）州憲第廿條第九の項の「外國人」を「日本人」と改正し州土地の所有を絕對に禁止せしめ且の亞細亞人帰化權を與へること

（百十二）州憲第廿條第九の項の「外國人」を「日本人」と改正し州土地の所有を絕對に禁止せしめ且の亞細亞人帰化權を與へること

（百十三）州憲第廿條第九の項の「外國人」を「日本人」と改正し州土地の所有を絕對に禁止せしめ且の亞細亞人帰化權を與へること

（百十四）州憲第廿條第九の項の「外國人」を「日本人」と改正し州土地の所有を絕對に禁止せしめ且の亞細亞人帰化權を與へること

（百十五）州憲第廿條第九の項の「外國人」を「日本人」と改正し州土地の所有を絕對に禁止せしめ且の亞細亞人帰化權を與へること

（百十六）州憲第廿條第九の項の「外國人」を「日本人」と改正し州土地の所有を絕對に禁止せしめ且の亞細亞人帰化權を與へること

（百十七）州憲第廿條第九の項の「外國人」を「日本人」と改正し州土地の所有を絕對に禁止せしめ且の亞細亞人帰化權を與へること

（百十八）州憲第廿條第九の項の「外國人」を「日本人」と改正し州土地の所有を絕對に禁止せしめ且の亞細亞人帰化權を與へること

（百十九）州憲第廿條第九の項の「外國人」を「日本人」と改正し州土地の所有を絕對に禁止せしめ且の亞細亞人帰化權を與へること

（百二十）州憲第廿條第九の項の「外國人」を「日本人」と改正し州土地の所有を絕對に禁止せしめ且の亞細亞人帰化權を與へること

（百二十一）州憲第廿條第九の項の「外國人」を「日本人」と改正し州土地の所有を絕對に禁止せしめ且の亞細亞人帰化權を與へること

（百二十二）州憲第廿條第九の項の「外國人」を「日本人」と改正し州土地の所有を絕對に禁止せしめ且の亞細亞人帰化權を與へること

（百二十三）州憲第廿條第九の項の「外國人」を「日本人」と改正し州土地の所有を絕對に禁止せしめ且の亞細亞人帰化權を與へること

（百二十四）州憲第廿條第九の項の「外國人」を「日本人」と改正し州土地の所有を絕對に禁止せしめ且の亞細亞人帰化權を與へること

（百二十五）州憲第廿條第九の項の「外國人」を「日本人」と改正し州土地の所有を絕對に禁止せしめ且の亞細亞人帰化權を與へること

（百二十六）州憲第廿條第九の項の「外國人」を「日本人」と改正し州土地の所有を絕對に禁止せしめ且の亞細亞人帰化權を與へること

（百二十七）州憲第廿條第九の項の「外國人」を「日本人」と改正し州土地の所有を絕對に禁止せしめ且の亞細亞人帰化權を與へること

（百二十八）州憲第廿條第九の項の「外國人」を「日本人」と改正し州土地の所有を絕對に禁止せしめ且の亞細亞人帰化權を與へること

（百二十九）州憲第廿條第九の項の「外國人」を「日本人」と改正し州土地の所有を絕對に禁止せしめ且の亞細亞人帰化權を與へること

（百三十）州憲第廿條第九の項の「外國人」を「日本人」と改正し州土地の所有を絕對に禁止せしめ且の亞細亞人帰化權を與へること

（百三十一）州憲第廿條第九の項の「外國人」を「日本人」と改正し州土地の所有を絕對に禁止せしめ且の亞細亞人帰化權を與へること

（百三十二）州憲第廿條第九の項の「外國人」を「日本人」と改正し州土地の所有を絕對に禁止せしめ且の亞細亞人帰化權を與へること

（百三十三）州憲第廿條第九の項の「外國人」を「日本人」と改正し州土地の所有を絕對に禁止せしめ且の亞細亞人帰化權を與へること

（百三十四）州憲第廿條第九の項の「外國人」を「日本人」と改正し州土地の所有を絕對に禁止せしめ且の亞細亞人帰化權を與へること

（百三十五）州憲第廿條第九の項の「外國人」を「日本人」と改正し州土地の所有を絕對に禁止せしめ且の亞細亞人帰化權を與へること

（百三十六）州憲第廿條第九の項の「外國人」を「日本人」と改正し州土地の所有を絕對に禁止せしめ且の亞細亞人帰化權を與へること

（百三十七）州憲第廿條第九の項の「外國人」を「日本人」と改正し州土地の所有を絕對に禁止せしめ且の亞細亞人帰化權を與へること

（百三十八）州憲第廿條第九の項の「外國人」を「日本人」と改正し州土地の所有を絕對に禁止せしめ且の亞細亞人帰化權を與へること

（百三十九）州憲第廿條第九の項の「外國人」を「日本人」と改正し州土地の所有を絕對に禁止せしめ且の亞細亞人帰化權を與へること

（百四十）州憲第廿條第九の項の「外國人」を「日本人」と改正し州土地の所有を絕對に禁止せしめ且の亞細亞人帰化權を與へること

（百四十一）州憲第廿條第九の項の「外國人」を「日本人」と改正し州土地の所有を絕對に禁止せしめ且の亞細亞人帰化權を與へること

（百四十二）州憲第廿條第九の項の「外國人」を「日本人」と改正し州土地の所有を絕對に禁止せしめ且の亞細亞人帰化權を與へること

（百四十三）州憲第廿條第九の項の「外國人」を「日本人」と改正し州土地の所有を絕對に禁止せしめ且の亞細亞人帰化權を與へること

（百四十四）州憲第廿條第九の項の「外國人」を「日本人」と改正し州土地の所有を絕對に禁止せしめ且の亞細亞人帰化權を與へること

（百四十五）州憲第廿條第九の項の「外國人」を「日本人」と改正し州土地の所有を絕對に禁止せしめ且の亞細亞人帰化權を與へること

（百四十六）州憲第廿條第九の項の「外國人」を「日本人」と改正し州土地の所有を絕對に禁止せしめ且の亞細亞人帰化權を與へること

（百四十七）州憲第廿條第九の項の「外國人」を「日本人」と改正し州土地の所有を絕對に禁止せしめ且の亞細亞人帰化權を與へること

（百四十八）州憲第廿條第九の項の「外國人」を「日本人」と改正し州土地の所有を絕對に禁止せしめ且の亞細亞人帰化權を與へること

（百四十九）州憲第廿條第九の項の「外國人」を「日本人」と改正し州土地の所有を絕對に禁止せしめ且の亞細亞人帰化權を與へること

（百五十）州憲第廿條第九の項の「外國人」を「日本人」と改正し州土地の所有を絕對に禁止せしめ且の亞細亞人帰化權を與へること

（百五十一）州憲第廿條第九の項の「外國人」を「日本人」と改正し州土地の所有を絕對に禁止せしめ且の亞細亞人帰化權を與へること

（百五十二）州憲第廿條第九の項の「外國人」を「日本人」と改正し州土地の所有を絕對に禁止せしめ且の亞細亞人帰化權を與へること

（百五十三）州憲第廿條第九の項の「外國人」を「日本人」と改正し州土地の所有を絕對に禁止せしめ且の亞細亞人帰化權を與へること

（百五十四）州憲第廿條第九の項の「外國人」を「日本人」と改正し州土地の所有を絕對に禁止せしめ且の亞細亞人帰化權を與へること

（百五十五）州憲第廿條第九の項の「外國人」を「日本人」と改正し州土地の所有を絕對に禁止せしめ且の亞細亞人帰化權を與へること

（百五十六）州憲第廿條第九の項の「外國人」を「日本人」と改正し州土地の所有を絕對に禁止せしめ且の亞細亞人帰化權を與へること

（百五十七）州憲第廿條第九の項の「外國人」を「日本人」と改正し州土地の所有を絕對に禁止せしめ且の亞細亞人帰化權を與へること

（百五十八）州憲第廿條第九の項の「外國人」を「日本人」と改正し州土地の所有を絕對に禁止せしめ且の亞細亞人帰化權を與へること

（百五十九）州憲第廿條第九の項の「外國人」を「日本人」と改正し州土地の所有を絕對に禁止せしめ且の亞細亞人帰化權を與へること

（百六十）州憲第廿條第九の項の「外國人」を「日本人」と改正し州土地の所有を絕對に禁止せしめ且の亞細亞人帰化權を與へること

（百六十一）州憲第廿條第九の項の「外國人」を「日本人」と改正し州土地の所有を絕對に禁止せしめ且の亞細亞人帰化權を與へること

（百六十二）州憲第廿條第九の項の「外國人」を「日本人」と改正し州土地の所有を絕對に禁止せしめ且の亞細亞人帰化權を與へること

（百六十三）州憲第廿條第九の項の「外國人」を「日本人」と改正し州土地の所有を絕對に禁止せしめ且の亞細亞人帰化權を與へること

（百六十四）州憲第廿條第九の項の「外國人」を「日本人」と改正し州土地の所有を絕對に禁止せしめ且の亞細亞人帰化權を與へること

（百六十五）州憲第廿條第九の項の「外國人」を「日本人」と改正し州土地の所有を絕對に禁止せしめ且の亞細亞人帰化權を與へること

（百六十六）州憲第廿條第九の項の「外國人」を「日本人」と改正し州土地の所有を絕對に禁止せしめ且の亞細亞人帰化權を與へること

（百六十七）州憲第廿條第九の項の「外國人」を「日本人」と改正し州土地の所有を絕對に禁止せしめ且の亞細亞人帰化權を與へること

（百六十八）州憲第廿條第九の項の「外國人」を「日本人」と改正し州土地の所有を絕對に禁止せしめ且の亞細亞人帰化權を與へること

（百六十九）州憲第廿條第九の項の「外國人」を「日本人」と改正し州土地の所有を絕對に禁止せしめ且の亞細亞人帰化權を與へること

（百七十）州憲第廿條第九の項の「外國人」を「日本人」と改正し州土地の所有を絕對に禁止せしめ且の亞細亞人帰化權を與へること

（百七十一）州憲第廿條第九の項の「外國人」を「日本人」と改正し州土地の所有を絕對に禁止せしめ且の亞細亞人帰化權を與へること

（百七十二）州憲第廿條第九の項の「外國人」を「日本人」と改正し州土地の所有を絕對に禁止せしめ且の亞細亞人帰化權を與へること

（百七十三）州憲第廿條第九の項の「外國人」を「日本人」と改正し州土地の所有を絕對に禁止せしめ且の亞細亞人帰化權を與へること

（百七十四）州憲第廿條第九の項の「外國人」を「日本人」と改正し州土地の所有を絕對に禁止せしめ且の亞細亞人帰化權を與へること

（百七十五）州憲第廿條第九の項の「外國人」を「日本人」と改正し州土地の所有を絕對に禁止せしめ且の亞細亞人帰化權を與へること

（百七十六）州憲第廿條第九の項の「外國人」を「日本人」と改正し州土地の所有を絕對に禁止せしめ且の亞細亞人帰化權を與へること

（百七十七）州憲第廿條第九の項の「外國人」を「日本人」と改正し州土地の所有を絕對に禁止せしめ且の亞細亞人帰化權を與へること

（百七十八）州憲第廿條第九の項の「外國人」を「日本人」と改正し州土地の所有を絕對に禁止せしめ且の亞細亞人帰化權を與へること

（百七十九）州憲第廿條第九の項の「外國人」を「日本人」と改正し州土地の所有を絕對に禁止せしめ且の亞細亞人帰化權を與へること

（百八十）州憲第廿條第九の項の「外國人」を「日本人」と改正し州土地の所有を絕對に禁止せしめ且の亞細亞人帰化權を與へること

（百八十一）州憲第廿條第九の項の「外國人」を「日本人」と改正し州土地の所有を絕對に禁止せしめ且の亞細亞人帰化權を與へること

（百八十二）州憲第廿條第九の項の「外國人」を「日本人」と改正し州土地の所有を絕對に禁止せしめ且の亞細亞人帰化權を與へること

（百八十三）州憲第廿條第九の項の「外國人」を「日本人」と改正し州土地の所有を絕對に禁止せしめ且の亞細亞人帰化權を與へること

（百八十四）州憲第廿條第九の項の「外國人」を「日本人」と改正し州土地の所有を絕對に禁止せしめ且の亞細亞人帰化權を與へること

（百八十五）州憲第廿條第九の項の「外國人」を「日本人」と改正し州土地の所有を絕對に禁止せしめ且の亞細亞人帰化權を與へること

（百八十六）州憲第廿條第九の項の「外國人」を「日本人」と改正し州土地の所有を絕對に禁止せしめ且の亞細亞人帰化權を與へること

（百八十七）州憲第廿條第九の項の「外國人」を「日本人」と改正し州土地の所有を絕對に禁止せしめ且の亞細亞人帰化權を與へること

（百八十八）州憲第廿條第九の項の「外國人」を「日本人」と改正し州土地の所有を絕對に禁止せしめ且の亞細亞人帰化權を與へること

（百八十九）州憲第廿條第九の項の「外國人」を「日本人」と改正し州土地の所有を絕對に禁止せしめ且の亞細亞人帰化權を與へること

（百九十）州憲第廿條第九の項の「外國人」を「日本人」と改正し州土地の所有を絕對に禁止せしめ且の亞細亞人帰化權を與へること

（百九十一）州憲第廿條第九の項の「外國人」を「日本人」と改正し州土地の所有を絕對に禁止せしめ且の亞細亞人帰化權を與へること

（百九十二）州憲第廿條第九の項の「外國人」を「日本人」と改正し州土地の所有を絕對に禁止せしめ且の亞細亞人帰化權を與へること

（百九十三）州憲第廿條第九の項の「外國人」を「日本人」と改正し州土地の所有を絕對に禁止せしめ且の亞細亞人帰化權を與へること

（百九十四）州憲第廿條第九の項の「外國人」を「日本人」と改正し州土地の所有を絕對に禁止せしめ且の亞細亞人帰化權を與へること

（百九十五）州憲第廿條第九の項の「外國人」を「日本人」と改正し州土地の所有を絕對に禁止せしめ且の亞細亞人帰化權を與へること

（百九十六）州憲第廿條第九の項の「外國人」を「日本人」と改正し州土地の所有を絕對に禁止せしめ且の亞細亞人帰化權を與へること

（百九十七）州憲第廿條第九の項の「外國人」を「日本人」と改正し州土地の所有を絕對に禁止せしめ且の亞細亞人帰化權を與へること

（百九十八）州憲第廿條第九の項の「外國人」を「日本人」と改正し州土地の所有を絕對に禁止せしめ且の亞細亞人帰化權を與へること

（百九十九）州憲第廿條第九の項の「外國人」を「日本人」と改正し州土地の所有を絕對に禁止せしめ且の亞細亞人帰化權を與へること

（二百）州憲第廿條第九の項の「外國人」を「日本人」と改正し州土地の所有を絕對に禁止せしめ且の亞細亞人帰化權を與へること

（二百一）州憲第廿條第九の項の「外國人」を「日本人」と改正し州土地の所有を絕對に禁止せしめ且の亞細亞人帰化權を與へること

（二百二）州憲第廿條第九の項の「外國人」を「日本人」と改正し州土地の所有を絕對に禁止せし

日本近信

（十一月七日）

通信收入値上計畫

▼—増收の程度如何—▼

政府に於ては物價騰貴の影響により著るしく國費の膨脹を來し加ふるに官吏の増俸を始めとし海軍の新補充計畫に伴ひて陸軍其他各省の要求せる新規事業費を合する時は頗る恐大なる數字を豫算面上に現はす事となるべく之が財源を合はさんとするには勢ひ増稅を斷行するより外なく最近稅制整理の名の下に所得稅營業稅酒稅通信收入の四項目に亙りて之が増收を圖る事に大體の成案を得たりと傳へられ居れるが

▲通信收入の値上に關しては未だ大藏省より遞信省に對し正式交渉を爲すまでには遠なるも既に非公式には値上に伴ふ増收額に關し折衝を重ねつゝあるは蔵ふべからざる事實なりとす而して通信收入値上に伴ふ増收額に就て眞素より其正確なる數字を知るに由なき郵便及電報取扱數の統計に徴すれば優に一千五百萬圓以上の増收を捻出し得る事決して至難の業にあらず殊に大正七年度に於ける郵便物取扱數は六年度の統計に比べ全體を通じて約二割强の増加を示し電報取扱數に於ても七年度の増加は六年度に比し一割一分二厘の増加割合を示せり其結果單純に統計のみを基礎に增加見積りを見出さんとするも大藏當局の主張と之に對する

▲遞信當局の主張とに於て聊か打捨する所あるものゝ如く而して遞信當局の意見としては既往四五箇年間に亙る通信收入の増加は所謂時局の影響より經濟界に稀觀の活氣を呈するに至りたる結果にして今後も果して既往の如き發達を持續すべきやは頗る疑問にして現に最近の數箇月に於て著るしく通信稅の減少を來しつゝあると且つ收入の減少を免れざるを以て遞信省の減少を免れざるを以て遞信當局として十分此變化的趨勢に遭遇すべき覺悟し歲入に責任を負ふが如き事を避けざるべからざるを以て結局通信收入の改正による増收は約一千二三百萬程度と見積るを以て最も妥當なるべしとの見解を持し居れり今試みに大正七年度に於ける通常郵便物並に電報取扱數を示せば左の如し

書狀五四八、二七八、一七五▲通常葉書一、四四二、八二三、一六五▲往復葉書二〇、九五三三〇六▲封信葉書一五、五八〇、六六三▲私製葉書二二、一〇八四、二四二（無料郵便取扱數を含まず）▲電報發數（內地電報、費信數五〇、八二一、二二三（無料取扱を含まず）

以上の統計により三錢の切手を四錢とし一錢五厘の葉書を二錢とし其他の往復封信等に於て各一錢を引上げ是と關聯して私製葉書を始め第三、第四、第五各種の郵便物及現在內地電報料を假りに五錢値上げしたりとして

▲全體の増額　千五百万圓の多きに達すべく殊に電報料金に至りては最近一般に電報は長文となりたるを以て其實收入は（何れにしても統計上より見て）通信收入の増加は餘裕綽々たる者あるも經濟界の變化により相當打擊を受くるものとして今日に於て千五百萬圓の増收を見積る事は到底不可能なりと云ふ因に通信收入の値上を實行するものとして法律上當然羈束を受け議會の協賛を要するものは第一、第二、第三、第四、第五種の郵便料金の改正のみにして其他電報料金並に其他郵便物の料金値上の結果は必ずや多少の減少を免れざるを以て遞信省として十分此變化的趨勢に遭遇すべき覺悟し歲入に責任を負ふが如き事を避けざるべからざるを以て結局通信收入の改正による増收は約一千二三百萬程度と見積るを以て最も妥當なるべしとの見解を持し居れり今試みに大正七年度に於ける通常郵便物並に電報取扱數を示せば左の如し

書狀五四八、二七八、一七五▲通常葉書一、四四二、八二三、一六五▲往復葉書二〇、九五三三〇六▲封信葉書一五、五八〇、六六三▲私製葉書二二、一〇八四、二四二（無料郵便取扱數を含まず）▲電報發數（內地電報、費信數五〇、八二一、二二三（無料取扱を含まず）

以上の統計により三錢の切手を四錢とし一錢五厘の葉書を二錢とし其他の往復封信等に於て各一錢を引上げ是と關聯して私製葉書を始め第三、第四、第五各種の郵便物及現在內地電報料を假りに五錢値上げしたりとして

間の山

（後編）五八七　中里生

八幡村の小泉の家に隱れてゐた龍之助は、ひとりで仰向けに寢ころんで雨の音を聞いてゐました。雨の音を聞きながら銀樣の歸るのを待つてゐました。

お銀樣は昨日、そつと忍んで勝沼の親戚まで行くと云つて出て行きました。今宵はいやでも歸らねばならぬ筈なのに、まだ歸つて來ないのであります。

たゞ銀樣は龍之助を連れて江戸へ逃げやうかといふ準備の爲め苦心してゐました。勝沼へ行くと云つたのも恐らくは親戚の家を訪はんが爲ではなくて、如何にして江戸へ逃げやうといふ準備の爲であつたかも知れません。

斯うして心ながらも小泉の家の世話になつてゐるうちに、月を踰ねて梅雨に打ち込むの時となりました。昨日も今日も雨でありました。明けても暮れても雨でありました。たゞでさへ陰鬱極まる此の隱れ家のうちに腐るような雨の音を聞いて、龍之助は仰向けに寢ころんでゐるのであります。

雨も斯う降つては夜の雨といふ風流なものにはなりません。龍之助はたゞ雨の音だけを聞いてゐるのだが、一歩外へ出ると そのあたりの澤も小流れも水が溢れて田にも畑にも、今、自分が寢てゐる榛の下までも水が廻つてゐることは知らないのであります。

梅雨になるまでには、花も咲きました。木の葉も青葉の時となつた事がありました。野にも山にも鳥のうたう時節もあつたのだけれど、それも見すに雨の時節になつてその音だけが耳に入るものであります。龍之助まで銀樣との間柄、何だか無茶苦茶な心持の壓迫が續く間のみ其の生命がつゞくやうなものであります。

龍之助に對する銀樣の愛情は壓し潰し蒸し殺すやうな愛情であります。冷然として其れに壓し潰され蒸し殺されて甘んじてゐる龍之助は、うの後、また暫らく人を斬ることをしませんでした。

今、た銀樣に離るゝことしばしば斯うして雨を聞いてゐると龍之助の心も亦淋しくなつた時は、世の常の人のやうに道心が萌す

節になつてその音だけが耳に入るものであります。龍之助まで銀樣との間柄、何だか無茶苦茶な心持の壓迫が續く間のみ其の生命がつゞくやうなものであります。

龍之助に對する銀樣の愛情は壓し潰し蒸し殺すやうな愛情であります。冷然として其れに壓し潰され蒸し殺されて甘んじてゐる龍之助は、うの後、また暫らく人を斬ることをしませんでした。

今、た銀樣に離るゝことしばしば斯うして雨を聞いてゐると龍之助の心も亦淋しくなつた時は、世の常の人のやうに道心が萌す

馬上の大山元帥

滿洲軍總司令官として出征せられる軍裝姿

●泰山崩るも動ぜぬ

豫て新海竹太郎氏の手で苦心製作中であつた故大山元帥の銅像は此程竣成し參謀本部構內陸地取扱數を含まず）▲電報發數（內地電報、費信數五〇、八二一、二二三（無料取扱を含まず）

▲大山家の一族井口委員長以下の建設委員其他多數の來賓を會して除幕式を行ふ筈であるこれが爲め昨日午後は關係者一同集合し當日除幕する故元帥の令孫梓君（四）が父公爵柏中尉介添假りに五錢値上げしたりとして

●職工に四百万圓

▲川崎造船所の宿題

滿洲軍總司令官として出征せられる軍裝姿

豫て新海竹太郎氏の手で苦心製作中であつた故大山元帥の銅像は此程竣成し參謀本部構內陸地取扱數を含まず）▲電報發數（內地電報、費信數五〇、八二一、二二三（無料取扱を含まず）

▲大山家の一族井口委員長以下の建設委員其他多數の來賓を會して除幕式を行ふ筈であるこれが爲め昨日午後は關係者一同集合し當日除幕する故元帥の令孫梓君（四）が父公爵柏中尉介添

川崎造船所の宿題

ロスアンゼルス (廿九日)

●米化運動奬勵

▲中日會より各地日會へ 南加中央日本人會に於ては今秋日本人會が米化運動の爲めに起る各地の日會への壹方する處あり之も結果既に各地を通じ婦人の日曜勞働廃止を始めとし婦人勞働服改善、生活狀態改善、衛生思想普及等種々尠なからざる効果を齎らくるに至りたる事は南加在留同胞一般の認める居る處なるが之れと反對し加州に於ける排日的傾向は益々盛んにしてサクラメントの排日同盟會は南加に於ける七個の支部は今や日本人生活狀態、經濟的方面を調査し日本人は米國の社會組織に適應せず又た風俗習慣に倣はざる即ち社會的缺陥を高唱し既に市廳内に働き居る勤人團體に於ても日本人商人に對する ボイコットを決議せる位にて漸次排日思想の傳播に狂奔し居るの事實明瞭にして之れ等防止策を講ずるは決して故國より來る遊の名士に於ても亦た日本官憲に解決せしめんとせば失望を招く事あり故に在留民自らの奮鬪努力解決の任に當らざるべからざる次第なれば此の際代表者會決議の精神に基く米化運動は一日も等閑に附し去る能はず益々進んで努力せざるべからずとの意味にて南加中央日本人會は廿八日附きを以て各地日本人會宛一層米化運動の講演會を盛んならしむる樣望む旨の通知狀を發したる由

●記録破りの寒氣

▲廿八日の羅府は卅七度 廿六日夜來の降雨にて寒氣增し降雪又は降雹ありたる場所ありたる由は既報の如くなるが廿八日午後當市天氣豫報局より發表せる温度を見るに廿七日よりも廿八日の方寒氣烈しく羅府に於ては記録破りの寒さを示したり左に各地の温度を示さん

▲羅府三七▲コロナ二九▲ウイルソン山一五▲巴市二六▲ポモナ二五▲レドランド二九▲リバーサイド二八▲サンタババラ三三▲サンパナデノ二九▲サンタアナ二七▲サンピードロ三五

尚ほ廿九日は一層寒氣を加ふべしとの豫報にしてオレンヂ、レモン等の損害は多大ならずと

●自動車預け賃値上げ 働人の給料の騰貴せる上グラヂ働きは一種の技術を有し居るものゝみにて他の働人に比し雇主は高給を支拂ひ居るも顧客に對しては寧ろ安値なる値段となり居り到底收支償はざれば の理由の許に米人經營のグラヂより値上げの交渉を開始し來りたる由なるが今回の値上げ割合は從來の賃賃八弗より十二弗なりしを十二弗五十仙より十五弗迄二十四時間の預賃五十仙なりしを七十五仙に又た自動車の掃除代二弗なりしを三弗に何れも値上げすべしとの事なり

●寫婦廢止反對決議 サンゲーブル日本人會に於ては臨時婦人會の決議に基き米化運動の爲め在米日本人會の寫眞結婚廢止決議に絶對反對し南加中央日本人會の方針に賛成の決議を通過し此の旨中央日本人會に通知したりと云ふ

●南大の勝利 廿七日の感謝祭當日南大校庭に於てスタンフォード大學と對抗のフートボール仕合擧行されしが觀覽者無慮八千人と註せられ兩軍に對する應援盛んなりしが又軍の武運拙なく十三對零にて遂に大敗するに至りしが先週は南大對加大に十四對十三にて南大の敗に歸し又た加大對ス大の勝負は十四對十にて加大の捷利に歸したるも總得點を精算せば南大の方優勢となり新年元旦に擧行すべき東西部大學の代表チームとしては南大選手の呼聲最も高しと

●千年後に現代活動を 米國歴史活動寫眞會社は既に趣書物語りを撮影中なるが同會社は今後又た加大對ス大の勝負は十四對十にて加大の捷利に歸したるも總得點を精算せば南大の方優勢となり新年元旦に擧行すべき東西部大學の代表チームとしては仕合擧行されしが觀覽者無慮八千人と註せられ兩軍に對する應援盛んなりしが又軍の武運拙なく十三對零にて遂に大敗するに至りしが先週は南大對加大に十四對十三にて南大の敗に歸し又た加大對ス大の勝負は十四對十にて加大の捷利に歸したるも總得點を精算せば南大の方優勢となり新年元旦に擧行すべき東西部大學の代表チームとしては

●笹原氏の送別會 ホワイトソーダ製造所主笹原芳太郎氏は近く歸國の由にて當地廣島縣人會は同氏の爲め二日午後六時より一富士に於て送別會を催ふす由

●圖西洋服店主の出発 關西洋服店主伊藤半一郎氏は迎妻の爲め廿八日夜出発せる由

●三十年後に二百萬 當市の土地買賣人ガーランド氏の發表によれば當羅府は三十年後の千九百四十九年には二百萬の人口を有するに至るべく百萬人となるは六年後の千九百廿五年にして年々正萬人宛増加し居れりと

サリナス (廿九日)

●海老名師演說會

●寄附者 杉山喜惣治氏は今回一時歸國に際し金五弗をサリナス學園に速水庄作氏は長男文治院に入院せるが二三日中に退院せんと

●入院と退院 ジムバーデン病院に入院加療中なりし杉山喜惣治氏は二三日前退院明日出桑歸國の筈郡立病院に入院中なりしブランコの井上吉太郎氏妻君及び鹿兒島縣人中原某も經過良好にて何れも昨日退院せり岩重治吉氏妻君昨日ジムバーデン病院に入院せるが二三日中に退院せんと

●製糖終期 過去三ヶ月間砂糖大根をクラシュせるスプレッタル製糖會社は愈々十二月一日を以て終結をなす由なり

●果樹の栽培 本郡南平原には風に果樹の摘採地と認められグリンフィルドなど見事なる果物の産出する事は既に熟知する處なるが同地には來年度數十萬の(一)勞働同盟會を組織するの件アモンヅを植る付け尚キングセター附近に於ても五六百英町の栽培をなす由にて同地には加州日本人會及び學園に寄附したりと

●大劇場の建築 ブラウン兄弟は現ファマーマーカンタイル會社隣地に大劇場を建築する由同劇場はテーデー會社に契約し貸附ける筈なりと同劇場の構造は二軒の大商店二階には八スークの新式事務所喫煙室等最新式の善美を盡し十二萬弗を要すべしと

ペカビル (廿九日)

●日會事務所移轉 本年一月總會の決議に基き本日日會事務所を日本人街とメイン街の角を借入れ移轉せり

●強風で損害 五十年來見た事のない大風ありウインドミル立ち倒れたるもの少なかりしを本日は雨模樣となりて農家は喜び居れり

●ホテル建設 バカビル唯一のホテル十年前燒失して以來再築の議屢々耳にしたるが愈々本年度は其の期熟し近々工事に着手すべし

●歸期留別 曩に果樹園を所有し農業に從事せられたる和歌山縣人御前勘太郎氏は今回一時歸朝すべく知己友人を招き浪花亭に於て留別會開催主人公の挨拶に次ぎ見田氏來賓代表答辭を述べ山海の珍味に三時頃散會す因に氏は來月四桑港出帆

●逆送店移轉 吉村運送店は本日自家所有の場へ移轉

●轉居 大久保字三郎氏一族は本家へ移轉せり

●讓受 西口市太郎氏は田中氏の經營せるキャンデー店を讓受けたりと

ホノルル (廿一日)

勞働同盟會

▲組織の決議文を通過す 當嶋ワイアナエ耕地には昨夜七時よりワイアナエ青年會發企の下に同地本願寺學園に於て勞働同盟會組織に關する協議會を開催せるが長時間に亘り慎重討議の結果滿場一致左の如き決議文を通過せり

▲決議文

本會は各島に組織されたる勞働同盟會の主意を賛し當耕地同胞は各島と行動を共にすべしと

右決議す

大正八年十一月二十日 ワイアナエ青年會

▲當夜は重要なる協議會の事とて青年會員は殆んど出席するあり其外同耕地有志等多數に達し稀れに見る盛況を呈し何れも意氣軒昂天を衝くの概あり定刻となるや會長岡田代次郎氏は去る天長節後に於て開きたる勞働同盟會組織に關する第一回協議會及び其後の經過を陳べ、更に各島耕地の形勢を傳へ速かに躍起せん事を促す處あり斷くて(一)勞働同盟會を組織するの件(二)來る十二月一日ホノルに開催さるべき代議會に列席する件につき討議に入り先づ各自服裝なき意見を交換する事となり數名の有志は交々起つて歐洲戰爭の結果世界の大勢は勞働者の中心時代となり資本家も亦勞働者を外にしては如何なる事業の發達も期する能はざることを慨たり、されば今後の勞働者は此の氣運に眼醒め本家との協調を保つが刻下の急務也 故にワイアナエ耕地に於ても旺んに奮起しつゝある各島の勞働同盟と歩調を共にせざる可からずユニオンを作る事は ストライキをなすの意味にあらず當然享有すべき勞働者の利權を保ちと之を實現するの機關に過ぎず云々と熱誠なる所感を披瀝す、而して具體的討議となしたるが結局當夜は勞働同盟會を組織する事を宣言し盡く必要なるとて會長岡田氏は時間の決議文を朗讀採決の結果雷の如き▲拍手を 尚ホノルに開催する各島勞働者代議員會は開催せんとの事なり

▲デッシャ、ロース兩議員も日語學校閉鎖賛成▼日本語學校存廃問題に關しタイザーは各郡會議員に質問書を發せるが是に對するデッシャ及ロース兩議員の回答要領左の如し

▲デッシャ議員 予は日本語學校の閉鎖に賛成す

一、速に日本語學校廃止に關する法律を制定せん事を希望す

一、必要あらば臨時縣會召集に賛す

▲ローズ議員 日本語學校閉鎖に賛す

一、中央議會が日本語學校廃止を認めば臨時縣會の召集に賛す

一、中央議會が若し日本語學校全滅に賛成せずとせば縣會は全學校生徒に對する授業時間を制限し外國語學校を縣教育局の監督下に置き課程を米國主義に適應せしめ更に教員は市民權を有し充分の資格あるものとする事

一、尚授業時間の制限とこゝは此事に御座候偖て私事例年の通り左記の所に各種苗木賣買斷業仕候間倍舊御引立の程伏て願上候

敬具

●日米諸官廳出願

●代書一切

●個事館 日本人會 公認 日米諸官廳出願

▲右諸件取扱ひ迅速大機敏

▲桑港プキャナン街一七三一

▲鈴木代理事務所

▲電話ウエスト八一二四

◎苗木賣買

葡萄苗及びフルーツ苗例年の通り多少に不拘賣求め又は販賣す 事務所布市ツラレ街一四一二 谷河旅館内(電話二九八六) サンメード、ナースリー 森本進 宮本直三郎 竹友清兵衛

湯屋譲たし

フロント付服洗濯所を電みつゝあり希望者は乞左記問合 307-8th St., Oakland

謝禮廣告

小生十月廿一日より同月廿八日迄羅府出張中同地東第一街東洋ホテル長谷川モト殿方へ滯在中金百弗を紛失せるも外出の際取落せしものと信じ其儘歸宅したり然るに其後該金額は小生旅室内に發見せりとて送り屆けられたり小生は長谷川殿とは一面識も無事に感謝の念難堪く茲に以紙上長谷川殿の御親切を感謝し且つ同ホテルを江湖に推稱するものに候 パット、スプリング 藤村

東洋ホテル

書家濱哲夫君

下記に王府第十七街八〇八郡宗利

看護婦

事務員及び

讓受廣告

美洲樓

重富寫眞館

技術精巧

武田病院

橋本病院

成富ツネ

駒井寫眞館

堀田産院

井手産院

山崎シモ

矢幡富藏

犬飼猛

本間修二

大塚寅吉

武田産婦

唐木保藏

内外科一般

入院隨意

小林診察所

須々木榮

貧自動車

倉田歯科醫院

南加日本病院

學生大募集

高等御食事處

大正ホテル

白麹味噌製造所

高木梅軒

大行事務所

椎名歯科醫院

長尾嘉一郎

渡邊敬德

深澤歯科醫院

宮田雄次郎

水島渚

和歌山縣人會事務所

日本人會事務所

松永多平

松本兄弟書店

小野助四郎

魚市場

温泉

湯の花

太平洋沿岸魚市場

佐藤書店

第一ナショナル銀行

新刊書籍到着

帝國貿易商會

橋本常吉

田邊常吉

皆さんお待ち

新加州米賣出し

東商會

デスデス製劑所

小林

帝國平原ブローレー市

日本人各位の爲に特に懇切取扱

貯蓄預金(引出自由)年四分利附

日本各地行送金御便宜取扱

一般の銀行業務確實懇切に取扱

帝國平原ブローレー市

第一ナショナル銀行

布市部谷書店

御料理相生

小川時計店

家具店

布市勸業銀行

江田産院

藤森傳

松本兄弟書店

みかどホテル

セントラル魚市場

養老保險

小野助四郎

温泉

太平洋沿岸魚市場

佐藤書店

第一ナショナル銀行

新刊書籍到着

帝國貿易商會

橋本常吉

田邊常吉

皆さんお待ち

新加州米賣出し

東商會

デスデス製劑所

小林

帝國平原ブローレー市

日本人各位の爲に特に懇切取扱

貯蓄預金(引出自由)年四分利附

日本各地行送金御便宜取扱

一般の銀行業務確實懇切に取扱

帝國平原ブローレー市

第一ナショナル銀行

サクラメント（三十日）

夫を殘して何へか逐電

▲鰮國の途中魔がさし和歌山縣人西嶋文太郎氏及び其妻マサエ（二）は來月四日桑港發の春洋丸便にて鰮國せんものと數日前ブラサビルより來濠して第三街竹本旅館に止宿樣々買物其他の用意を爲し居たるが昨廿八日夕七時頃突然マサエは何處へか逐電し去れり今其夫なる人の話なりと云ふを聞くにマサエは昨日石井ドクターの診察を受け肋膜炎に罹り居れりとの事にて山崎氏に對し當分自分一人居殘りて靜養したしと申出でたるも同氏は今更ら急に左樣なる事も出來ず却て歸國の上名醫の診察を受くる方可からんと

▲慰籍し　而かも八年間も夫婦となり居る間柄病人を殘し歸る樣な無情な事が出來ると賺し格別氣にも止めず昨夕一寸外出せる間に何人かがオーンジビル自動車にて同館に到り直ちにマサエの室に驅け上がりスーツケースを手にし同女を拉し去りたるものなりと仍て夫及竹本氏は市内は勿論各方面の索捜に着手せるも未だ更に見當付かざる爲め山崎氏は女房の寫眞數葉を持つて當市日本人會に赴き其捜索方を依頼せり

●暴風と河下損害

▲眞っ黑闇なアイルト●過日二日間に亘りて吹き荒せし大暴風は河下地方に大損害を與へアイトン附近の樹木の倒壞せるものは街上或は堤防上に横はり又同町内の一大木はメーン街に倒れ電信電話の交通線を切斷し又グレート・ウエスタン電氣會社の線も切斷されたるため町内は眞黑闇となり僅かに數個のランプが寂寥々に光りしのみにて草原火事はアンデユラス島に起り一時は農家を脅かし又エグバート地方も數頭の燒かれたる損害仲々に多かりしと

●百萬弗のホテル

▲設立計畫略ぼ完成す當市に於て新にホテル及び劇場用として百萬弗の建築が設立さるゝ事は全く確實となり其場所は第九街とエル街角にて目下地面購入の交渉は進行中なるが該地所は舊にワインスタック會社が移轉新築地として選びたる事もあり今回設立さるゝ建築は五百の室と劇場を有する最新式火災保險の建築法に依るものなるが同計畫の首唱者は太平洋劇場及び土地會社にして此等資本家は又一週前百万弗劇場を桑港に建設すべき旨を發表せり

●鮫江氏の歸國

櫻府日報支配人鮫江專之助氏十二月四日桑港發

解機の泰洋丸便にて一時歸國に決定來月一日當市出發の筈

●徴兵事務取扱は

▲十二月一日より開始當市日本人會にては明年度の徴兵延期願に要する居住證明事務取扱ひを十二月一日より開始する由にて出願者は必ず自身出頭の上旅券及登錄證を携帶する必要ありと尚は手數料は從前の如く▲會員よりは一件五十仙宛別に郵稅十仙を徴し▲非會員は證明料及郵稅の外に寄附金五十仙代書料五十仙を要するは重複なから再記す

●歡迎會　第三街長老教會にては本月一午後八時半より再渡米せる當市の齒科醫吉田米吉及び第三街大阪屋兩方善太郎兩氏の歡迎會を開催すと

●窪田氏の歸國　嶺南窪田壽英氏の嚴父義行は矢張泰洋丸便に歸國する由

●寄附　降矢婦人より金五弗を歸國記念として佛教會婦人へ中川助二氏より金五弗を同じく小かがオーンジビル自動車にて同館に到り直ちにマサエの室に驅け上がりスーツケースを手にし同女を拉し去りたるものなりと仍て夫及竹本氏は市内は勿論各方面の索捜に着手せるも未だ更に見當付かざる爲め山崎氏は女房の寫眞數葉を持つて當市日本人會に赴き其捜索方を依頼せり

●暴風と河下損害

▲眞っ黑闇なアイルト●過日二日間に亘りて吹き荒せし大暴風は河下地方に大損害を與へアイトン附近の樹木の倒壞せるものは街上或は堤防上に横はり又同町内の一大木はメーン街に倒れ電信電話の交通線を切斷し又グレート・ウエスタン電氣會社の線も切斷されたるため町内は眞黑闇となり僅かに數個のランプが寂寥々に光りしのみにて草原火事はアンデユラス島に起り一時は農家を脅かし又エグバート地方も數頭の燒かれたる損害仲々に多かりしと

●百萬弗のホテル

▲設立計畫略ぼ完成す當市に於て新にホテル及び劇場用として百萬弗の建築が設立さるゝ事は全く確實となり其場所は第九街とエル街角にて目下地面購入の交渉は進行中なるが該地所は舊にワインスタック會社が移轉新築地として選びたる事もあり今回設立さるゝ建築は五百の室と劇場を有する最新式火災保險の建築法に依るものなるが同計畫の首唱者は太平洋劇場及び土地會社にして此等資本家は又一週前百万弗劇場を桑港に建設すべき旨を發表せり

●鮫江氏の歸國

櫻府日報支配人鮫江專之助氏十二月四日桑港發

●徴兵事務取扱は

▲十二月一日より開始當市日本人會にては明年度の徴兵延期願に要する居住證明事務取扱ひを十二月一日より開始する由にて出願者は必ず自身出頭の上旅券及登錄證を携帶する必要ありと尚は手數料は從前の如く▲會員よりは一件五十仙宛別に郵稅十仙を徴し▲非會員は證明料及郵稅の外に寄附金五十仙代書料五十仙を要するは重複なから再記す

●歡迎會　第三街長老教會にては本月一午後八時半より再渡米せる當市の齒科醫吉田米吉及び第三街大阪屋兩方善太郎兩氏の歡迎會を開催すと

●窪田氏の歸國　嶺南窪田壽英氏の嚴父義行は矢張泰洋丸便に歸國する由

●寄附　降矢婦人より金五弗を歸國記念として佛教會婦人へ中川助二氏より金五弗を同じく小かがオーンジビル自動車にて同館に到り直ちにマサエの室に驅け上がりスーツケースを手にし同女を拉し去りたるものなりと仍て夫及竹本氏は市内は勿論各方面の索捜に着手せるも未だ更に見當付かざる爲め山崎氏は女房の寫眞數葉を持つて當市日本人會に赴き其捜索方を依頼せり

●住友銀行の擴張

▲來年一月一日より當市住友銀行支店は今回組織を變更し華州の法律に遵ひステート・バンクの一として營業する事となり二十五日既に其筋より許可を得たるが資本金は目下の所二十萬弗とし住友吉左衛門氏顯取となり川勝氏副顯取星氏マネジアーとなりて活動し内外人の金融の便宜を圖る由之に就き川勝現支店長は同銀行は重もに輸出入商の方面に關係し從來の同胞銀行の領分内には立ち入らぬ方針なり當分資本金は二十萬廿五弗を二女出生に付小學校へ

シャトル（廿五日）

●住友銀行の擴張

▲來年一月一日より當市住友銀行支店は今回組織を變更し華州の法律に遵ひステート・バンクの一として營業する事となり二十五日既に其筋より許可を得たるが資本金は目下の所二十萬弗とし住友吉左衛門氏顯取となり川勝氏副顯取星氏マネジアーとなりて活動し内外人の金融の便宜を圖る由之に就き川勝現支店長は同銀行は重もに輸出入商の方面に關係し從來の同胞銀行の領分内には立ち入らぬ方針なり當分資本金は二十萬廿五弗を二女出生に付小學校へ

シャトル（廿五日）

●開墾會社定

▲首相邸協議會決定すべき旨を發表せり

日本近信（七日）

相官邸に桑港府側より原首相山本農相、野田遞相、床次內相小橋內務、犬塚農商務、兩大臣出席し今後の食糧問題解決を主たる目的とする開墾會社設立に付協議し政府援助の下に設立する事に決定せり

▲計畫內容　卽ち會社の事業豫定は

資本金は一千萬圓とし二箇年間に其半額五百萬圓を拂込み此資金を以て三四年間に約三萬町歩の土地を開墾する筈にて會社は自身土地を買收して開墾する以外委託開墾もなすべく目下の計畫には右三萬町歩中半數の一萬五千町歩は委託開墾をなし殘餘の半數一萬五千町歩を會社の所有地開墾とす

▲骨子協定　右に關し原首相も大に贊成し當夜の會合となりたる次第なるが首相は有力株主の勸誘に付努力し遞信大臣は澤男より今日迄の經過說明、窪田四郎氏より會社豫算の說明あり集合したる十七名は發起人たる事を快諾したるにより不參したる他の實業家にも發起人たる承諾を受くる爲め早速勸誘し澤、武井、窪田三男及び窪田四郎氏の外尙五名の實行委員を擧げ他の細目を協議し九時散會せり因は株式は發起人引受けの外多分公募も爲す由なるが十一月中には創立の運びに至るべしとのふ尙當夜の出席者左の如し

澤男、窪田男、武井男、園琢磨、井上公司、小池張造、村井吉兵衛、茂木惣兵衛、中村房次郎、小倉常吉、和田豐治、服部金太郎、門野重九郎、高田釜吉、根津嘉一郎、窪田四郎、桐島像一

歸朝御挨拶

今回私共一時歸國するに當りて盛大なる送別會を催ほされ其他種々御配慮に預り猶ほ本日出立の際は態々御見送り被下御厚情の段難有奉深謝候午餐儀並に以紙上厚く御禮申上候　敬具

十一月廿八日

松本斯白
捨子

尋人廣告

廣島縣安藝郡府中村の中村龜吉氏に對し目下桑原卯吉氏に入院中の桑原卯吉氏に至急面會したしとの希望なれば早速住所御通知を乞ふ

家持一同

橋本產院

電話三七〇W

加州公認　產婆　橋本ヤスナ
7 D St., Marysville, Cal.

●急告

櫻府エル街及第四街角公認　松野齒科醫院

弊院儀今般東部より最新式醫療器械を購入し開院準備中の處漸く完成仕り候につき專ら懇切を旨とし治療に從事可致候間此段患客諸君に謹告仕候也

櫻府エル街及第四街角電話架設中日本銀行二階

耕作者募集

分合耕作者募集

シャーマン島に百五十英町の肥沃なる土地があります

◎八十五英町にセロリ

◎六十五英町にコーン

植附けたし分合耕作者を求む希望者は左記とせられば耕作分合の御相談に應じます

電話 7214　P. O. Box 67 Sherman Island, Cal.

築出喜代槌

歸朝御挨拶

私儀在米中は各位より不一方厚情を辱し難有奉鳴謝候陳者今般永年經營の桑港グランド街四一七菊屋邊の店を相成候に就ては弊店の經營は一切仲倉四郎夫人に一任仕候間切に御引立て被下度奉願上候

榮喜龜吉

榮喜洋服店

榮喜洋服店

榮喜洋服店

榮喜彦四郎

皮膚病專門

男女難症全治保證

公認　診療醫院

ドクトル　唐津德光

住宅櫻府幕三街千二百二十二番
歸後屋　電話メーン三〇二八

沖本球場

主人　沖本兼吉

オー、ワイ、貸室

館主　沖本兼吉
吉岡常吉

讓受廣告

櫻府

櫻府

櫻府

流るゝ雲 (三)

寺澤琴風

許嫁

『辻さん、待つて頂戴』

と八重次は、靜雄の袂をしつかり押へた。何處で何うゝ、いつの間に酒を呷つたのか、八重次はべロ〳〵に醉つてゐた。

『やア、君は最前の藝妓だつたね』

靜雄は吃驚して言つた。

『藝妓だつたれば御挨拶ね。オヤ八重ちやんかと、斯う言つて頂戴よ。野暮だわよ。野暮な……』と唄まで歌ひ出した。

『君、君は醉つてゐるんだから早く家へ歸り給へ、ね』

『驚いたねゝ、世の中には大變な女もあつたものだねゝ』

と荒木が半丁ばかり行つて振返つた時、最前の舞妓二人と、もう一人の男の手に引かれて行く八重次の後姿が小さく見えてゐた。靜雄も一寸振返つて見たが、靜雄はなんとも言はなかつた。

二人の間に、暫く暗い沈默が續いた。靜雄は突然、往來の石を強く蹴つて空を仰いだ。

『オイ何うしたのか』

『何うもしない』

又も二人は押し潰されたやうに默り込んでしまつた。

『辻、ろこいらで、珈琲の一杯も飲もうぢやないか』

つかり八重次の手を放さなかつた蹤に、靜雄と荒木は、急いで向ふへ行つた。

『驚いたねゝ、世の中には大變な女もあつたものだねゝ』

と荒木が半丁ばかり行つて振返つた時、最前の舞妓二人と、もう一人の男の手に引かれて行く八重次の後姿が小さく見えてゐた。靜雄も一寸振返つて見たが、靜雄はなんとも言はなかつた。

二人の間に、暫く暗い沈默が續いた。靜雄は突然、往來の石を強く蹴つて空を仰いだ。

『オイ何うしたのか』

『何うもしない』

又も二人は押し潰されたやうに默り込んでしまつた。

『辻、ろこいらで、珈琲の一杯も飲もうぢやないか』

『